

東京都北区立西ヶ原子どもセンター

指定管理者候補者募集要項

東京都北区

子ども未来部子どもわくわく課

1 公募の趣旨

少子化、核家族化や就労形態の多様化などに伴い、子育て支援のあり方も多方面にわたる拡充が求められています。このため、自由な発想による多彩な事業を提供するため、東京都北区立西ヶ原子どもセンターの指定管理者候補者を募集します。

2 提案に関する条件及び事業概要

- (1) 事業の概要 | 「東京都北区立西ヶ原子どもセンター事業概要」のとおり
- (2) 指定管理期間 | 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）
- (3) 担当部署 | 東京都北区教育委員会事務局子ども未来部子どもわくわく課事業計画係
〒114-8546
東京都北区滝野川二丁目5番10号 北区役所滝野川分庁舎1階
電話 | 03-3908-9128 FAX | 03-3908-9335
電子メールアドレス | kodowaku-ka@city.kita.lg.jp

3 応募資格

令和5年4月1日現在、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県または静岡県で、児童厚生施設（児童館）を1年以上運営しており、児童健全育成事業に熱意のある民間事業者等で、法人格を有する者（社会福祉法人・学校法人・NPO法人・株式会社等）とします。

ただし、法人またはその役員等が次のいずれかに該当する場合は、応募できません。また、応募者が契約書締結までの間に次のいずれかに該当することとなった場合、または提出された書類の記載事項が虚偽であることが判明した場合は、その時点で失格とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定により、国、他の地方公共団体及び区の一般競争入札の参加を制限されている。
- (2) 役員等に禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者が含まれている。
- (3) 会社更生法、民事再生法等に基づき更生または再生手続きをしている。
- (4) 応募書類提出時点で、東京都北区の一般競争入札の参加停止または指名競争入札の指名停止等の措置を受けている。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団、またはその構成員、若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあり、事実上の運営に影響が及んでいる（暴力団の利益となる活動を行うことを含む）。
- (6) 最近3年間の法人税、法人住民税（市町村民税法人分）、法人事業税、消費税及び地方消費税などを滞納している。
- (7) 本選定委員が関係している。
- (8) 他に応募している法人と、主たる役員が重複している。
- (9) 応募法人と運営法人が異なる。

4 応募手続き等

(1) 申込書類について

①提出期限

令和6年1月17日（水）正午必着 ※期間を延長しました。

②提出書類

番号	書類名	様式・備考	部数
A	応募申込書	様式1	1部
B	法人の概要	様式2-1~3 過去2年間に国や地方公共団体における指名停止処分があった場合には、その旨も記載すること	1部
C	施設の運営状況	様式3	1部
D	「東京電子自治体共同運営サービスの競争入札参加資格審査受付票」の写し	北区の競争入札参加資格を有している場合は提出 ※印鑑証明部分も提出すること	1部
E	法人の履歴事項全部証明書（登記簿謄本）	応募申込日前3カ月以内に発行されたもの ※Dの提出があれば不要	1部
F	印鑑証明書	応募申込日前3カ月以内に発行されたもの ※Dの提出があれば不要	1部
G	定款または寄付行為	最新のもの（写し可）	1部
H	決算関係書類等	過去3年分、様式自由（写し可） ・貸借対照表、損益計算書（販売費及び一般管理費、製造原価報告書を含む）、キャッシュ・フロー計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、事業報告書、計算書類の附属明細書、事業報告の附属明細書など ・企業グループを構成する子会社である場合は、親会社の連結計算書類も提出すること	2部
I	法人税・法人住民税に関する書類	過去3年分（市町村民税法人分） 納税証明書、消費税及び地方消費税納税証明書	1部
J	就業規則、賃金規定	退職金規定を含むこと 写し可	1部
K	子育て支援・児童厚生に関連する事業の実施及び受託実績に関する書類	様式自由（パンフレット可）	1部

③作成要領

- ・法人名を記載した各書類にインデックス（書類名）を付して、順番にフラットファイル（A4・縦型・左綴じ）で綴り、表紙及び背表紙に表題・法人名を記入して提出してください。
- ・書類の量が多い場合はファイルを分けてください。
- ・番号Hの書類について、1部は上記のとおりフラットファイルに綴り、もう1部はクリアファイルに入れて提出してください。

(2) 応募書類について

①提出期限

令和6年1月17日（水）正午必着 ※期間を延長しました。

②提出書類

【企画提案書】

番号	書類名	様式	部数	
			法人名記載	法人名未記載
A	基本理念について	様式4	1部	7部
B	施設の維持管理等について	様式5		
C	事業の実施について	様式6		
D	職員について	様式7		
E	地域等との連携について	様式8		
F	経費について	様式9-1~3	2部	7部

【その他】

番号	書類名	様式	部数
G	視察先希望施設	様式10	1部

③作成要領

- ・各書類は、ページごとに、評価項目に対する提案を作成してください。
- ・各書類の文字のフォントは、「游ゴシック」、「游明朝」、「メイリオ」のいずれかを使用し、文字の大きさは12ポイント以上としてください。
- ・本選定は、法人名を伏せた状態で審査を行うため、法人名や法人名の特定につながる情報は、記載しないでください。
- ・【企画提案書】の書類は、各書類にインデックス（書類名）を付して、順番にフラットファイル（A4）に1部ずつ綴り、表紙及び背表紙に表題・法人名または法人番号を記入してください（法人番号は、応募申込書受領後にお知らせします）。
- ・番号Fの法人名記載の書類について、1部は上記のとおりフラットファイルに綴り、もう1部はクリアファイルに入れて提出してください。
- ・【その他】の書類は、法人名を記載のうえ、クリアファイルに入れて、提出してください。
- ・書類一式は、電子データでも提出をお願いします。

5 提出方法

担当部署へ郵送または持参により提出してください（持参の場合、土・日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで受付）。

電子データは、PDF（ただし、様式9-1～3はExcel形式）により、担当部署宛てにメールで送付してください。

6 選定の手順

(1) 選定方法

北区が設置する選定委員会において、第1次審査として応募者から提出された書類審査を実施し、原則上位3法人は、第2次審査を実施します。第2次審査では、現在運営している児童厚生施設（児童館）の現地視察審査及びプレゼンテーション審査を実施し、第1次審査の結果と合わせ、総合的に判断します。

(2) 審査基準

別紙「東京都北区立子どもセンター指定管理者候補者評価基準」を参照してください。なお、審査の過程及び他法人の審査結果の詳細については、公開しません。

(3) 主なスケジュール（予定）

番号	年	月日（曜日）・時間	内容
1	令和5年	11月 2日（木）	募集要項の公表
2		11月 9日（木） 正午	施設見学会の参加申込締切
3		11月13日（月）	施設見学会
4		11月13日（月） ～17日（金）	質問受付期間
5		11月24日（金）	質問に対する回答の公表 （ホームページにて公開）
6	令和6年	1月 17日（水） 正午	申込書類・応募書類の提出締切
7		1月～3月	第1次審査（書類審査）
8		4月～6月	第2次審査 （現地視察審査・プレゼンテーション審査）
9	令和7年	2月～3月	引継期間（事業者が変更の場合）
10		4月 1日（月）	運営開始

7 施設見学会

以下のとおり、施設見学会を実施します。参加を希望する法人は、令和5年11月9日（木）正午までに、様式11「施設見学会 参加申込書」を、担当部署宛てにメールで送付してください。

番号	項目	内容
1	日時	令和5年11月13日（月）午後2時～午後2時30分
2	場所	東京都北区立西ヶ原子どもセンター
3	注意事項等	・参加できるのは、各法人1名までとさせていただきます。 ・公共交通機関でお越しください。 ・当日の緊急連絡先 080-4652-9040

8 質疑応答

(1) 受付方法

質問にあたっては、様式12「東京都北区立西ヶ原子どもセンター指定管理者候補者募集に関する質問票」に記載のうえ、担当部署宛てにメールで送付してください。これ以外の方法（電話・訪問等）による質問は受け付けません。また、メールの件名は「西ヶ原子どもセンター指定管理者候補者募集に関する質問（法人名）」としてください。

(2) 受付期間

令和5年11月13日（月）～11月17日（金）午後5時まで
受付期間に届かなかったメールには回答いたしかねます。

(3) 質問に対する回答の公表予定日

令和5年11月24日（金）

(4) 公表方法

北区ホームページで公表します。また、回答にあたっては、質問を行った法人名等は公表しません。なお、意見の表明と解される質疑等については、回答しないことがあります。

9 その他

(1) 申込書類または応募書類が次の条件のいずれかに該当する場合には無効となる場合があります。無効となったときは、その時点で指定管理者候補者選定の参加資格を失います。また、虚偽の記載をした者や不正な行為を行った者に対して、指名停止の措置を行うことがあります。

- ①提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。
- ②指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- ③虚偽の内容が記載されているもの。
- ④審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われたもの。

(2) 申込書類及び応募書類の作成・提出に伴う費用は全て応募者の負担とします。

(3) 提出期限以降における申込書類及び応募書類等の差し替え及び再提出は認めません。ただし、担当部署の指示による差し替え及び再提出はこの限りではありません。

(4) 提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがあります。

(5) 提出された申込書類及び応募書類等は返却しません。

(6) 指定管理者候補者選定の過程については、公表しません。また、選定結果についての異議申し立ては認めません。

(7) 区が提供する資料は、応募に関わる検討以外の目的での使用を禁止します。

(8) 本書及び付随資料等により知り得た情報については、第三者に開示しないでください。

(9) 応募者の書類は、公表等に必要な場合、区は無償で使用できるものとします。また、

指定管理者候補者の決定後は、公正性、透明性及び客観性を期するため、公表することがあります。なお、事業者の提案内容について、情報公開請求があった場合は、東京都北区情報公開条例に基づき公開します。

(10) 本案件で取り交わす基本協定は、東京都北区公契約条例における特定公契約に該当します。公募に参加するにあたっては、東京都北区公契約条例及び同条例施行規則を確認してください。

(11) この要項に定めるもののほか、必要な事項については選定委員会が別に定めます。

《別紙》

- ・ 東京都北区立西ヶ原子どもセンター事業概要
- ・ 東京都北区立子どもセンター指定管理者候補者評価基準